

# 4月10日(日)

## 選挙

午前7時から午後8時まで

一部の投票所では、投票時間が異なる場合があります。

福岡県知事  
福岡県議会議員  
福岡市議会議員

20歳以上の方  
あなたは、  
持ってる人です。



投票日に用事がある人は  
**期日前投票を。**

投票  
期間

知事選 3月25日から4月9日  
県議選・市議選 4月2日から4月9日  
※午前8時30分から午後8時まで

投票  
場所

市区役所・町村役場等の  
期日前投票所

詳しくは、お住まいの市区町村の選舉管理委員会まで。

<http://www.fukuoka-senkan.com/17senkyo/>

20歳以上のあなたは、持てる人です。あなたの選挙権、あなたの一票をたいせつに。

福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会

午前7時から午後8時まで

一部の投票所では、投票時間異なる場合があります。

# 4月10日(日)選挙

## 福岡県議会議員 県知事選挙

20歳以上のおなたは、  
持てる人です。



福岡県議会議員選挙  
臨時ホームページ  
<http://www.fukuoka-senkyo.com/17senkyo/>

20歳以上のあなたは、持つてある人です。  
あなたの選挙権、あなたの一票をたいせつに。  
福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会



### 【投票ができる人】

現在お住まいの市町村で当日投票や期日前投票ができる人は、次の①②を満たす方です。

- ①日本国民で年齢が満20歳以上である人（平成3年4月11日までに生まれた人）
- ②その市町村に現在まで引き続いて3ヶ月以上居住し、かつ、その市町村の選挙人名簿に登録されている人（転入者の場合、平成22年12月末までに転入届を出し、引き続きその市町村に居住している人が該当します。）

最近住所を移した人でも、前の市町村で投票できる場合があります。（平成23年1月以降に転入した人）  
県知事選挙・県議会議員選挙では、最近転入してきたことにより、現在住んでいる市町村の選挙人名簿に登録されない場合でも、転入前の住所地の市町村（県内の市町村に限る）の選挙人名簿に登録されている人であれば、1回の転出に限り、旧住所地の市町村で投票することができます。この場合、市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要となります。投票する場合には、あらかじめ最も寄りの市町村の住民票担当課に申請して証明書の交付を受けてください。

### 【投票をするときの注意】

#### ①投票所入場券を持つて指定された投票所へ行きましょう。

※あらかじめ入場券に必要事項の記入が必要な場合があります。  
入場券が届かなかったり、入場券をなくした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、本人確認ができるもの（運転免許証など）をお持ちください。

#### ②投票用紙に一人の候補者氏名だけを記入して投票してください

※他のことを記入すると投票が無効になる場合があります。

- ③投票用紙は、「知事選挙」が「桃色」、  
「県議選挙」が「白色」です。



### 投票時間は

**原則夜8時まで！**

投票時間は、原則午前7時から  
午後8時までです。

投票所には、小さなお子様も一緒に  
入場することができます。

### 【投票に関する問い合わせ先】

投票所の場所や投票時間について、詳しくは、お手元に届いている「投票所入場券」やお住まいの市区町村の広報等でご確認ください。また、投票に関するご不明な点があれば、お住まいの市町村（北九州市・福岡市にお住まいの方は区）の選挙管理委員会にお尋ねください。選挙管理委員会は、市区役所、町村役場内にあります。

投票日は

4月10日

20歳以上のおなたは、持つてある人です。  
あなたの選挙権、あなたの一票をたいせつに。



## 投票日に投票所へ行けない人は 期日前投票を。

投票日に仕事や用事、旅行などの予定がある方は、  
期日前投票ができます。

期日前投票時間

午前8時30分から午後8時まで

※4月9日まで、土曜日、日曜日も投票できます。

※一部の期日前投票所では、投票時間が異なる場合があります。

期日前投票場所

## 市区役所・町村役場等の 期日前投票所

※詳しくは、お住まいの市区町村の選挙管理委員会まで。

不在者投票  
投票日に投票所へ行けない方のために、期日前投票のほか、  
済在先の市町村等での不在者投票制度が利用できます。  
事前に投票用紙等の請求が必要になりますので、詳しくは  
選挙管理委員会までお早めにお尋ねください。

## 県議会議員選挙区・定数のお知らせ

今回の県議会議員選挙は、市町村合併を反映した選挙区・定数で行われます。ただし、前回選挙(平成19年4月)以降に合併した地域では、特別により、合併前の市と郡の区域で選挙区が分られる場合や、選挙区名が從前のものとなる場合がありますのでご注意ください。

選挙区名	選挙区町村名	市区町村名
北九州市門司区	2 北九州市門司区	宮若市
北九州市小倉北区	3 北九州市小倉北区	1 小竹町 緑手町
北九州市小倉南区	3 北九州市小倉南区	高柳市
北九州市若松区	2 北九州市若松区	1 嘉麻市
北九州市八幡東区	1 北九州市八幡東区	朝倉市
北九州市八幡西区	4 北九州市八幡西区	2 水巻町 東峰村
北九州市戸畠区	1 北九州市戸畠区	朝倉市・朝倉郡
福岡市東区	4 福岡市東区	みやま市
福岡市博多区	3 福岡市博多区	2 糸島市 筑紫郡
福岡市中央区	3 福岡市中央区	1 那珂川町
福岡市南区	4 福岡市南区	宇美町 篠栗町
福岡市城南区	2 福岡市城南区	志免町
福岡市早良区	3 福岡市早良区	糟屋郡
福岡市西区	3 福岡市西区	3 須恵町 新宮町
大牟田市	2 大牟田市	久山町 粕屋町
久留米市	5 久留米市	1 直方市
直方市	1 直方市	芦屋町
飯塚市・嘉穂郡	2 飯塚市 桂川町	2 水巻町 岡垣町
田川市	1 田川市	遠賀町
柳川市	1 柳川市	八女市 (旧黒木町)
八女市	1 八女市 (旧八女市)	1 (旧立花町) (旧矢部村)
筑後市	1 筑後市	1 (旧星野村)
大川市・三潴郡	1 大川市	広川町
行橋市	1 行橋市	1 香春町 添田町
中間市	1 中間市	糸田町
小郡市・三井郡	1 大木町	2 川崎町 大任町
古賀市	2 古賀市	赤村 福智町
春日市	2 春日市	1 岩田町 みやこ町
大野城市	2 大野城市	吉富町 上毛町
宗像市	2 宗像市	1 糸上町
太宰府市	1 太宰府市	豊前市

※本人が市選挙区と八女郡選挙区では、現選挙区の区域が現在の市や郡と異なります。  
※糸田町は、選挙区の名前が從前の「熊原市」・「糸島郡選挙区」となります。

## ルールを守って明るい選挙

### 寄附の禁止

候補者等が選挙区内の有権者に贈り物やお中元・お歳暮、差し入れ、お見舞いなど、お金や物を贈ることには、法律で禁止されています。また、有権者が候補者等に寄附を求めて、受け取ってもらいません。



### 選挙運動のルールに気をつけましょう

選挙運動のルールの一部を紹介します。

○戸別訪問の禁止  
選挙運動のために個人宅や企業を訪問することは禁止されています。

○飲食物の提供の禁止  
選挙に際して飲食物を提供することは禁止されています。  
(差し入れなども飲食物の提供に含まれます。)

○ポスターの掲示場所の制限  
候補者の選挙運動用ポスターは決められた公設の掲示場にしか掲示できません。

よりよい候補者を選ぶためには、私たち一人ひとりが、日頃から政治や行政について十分な関心と正しい認識を持つておくことが大事です。そして、選挙では地縁や血縁、情誼などにとらわれることなく、候補者の考え方や政策を見極め、積極的に投票に参加しましょう。

選挙における「主役」は、  
私たち有権者なのです。

県知事・県議会議員選挙 啓発チラシ（裏面）  
福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会